住生活基本計画について

１．法的根拠等

　住生活基本法（平成18年法律第61号）

|  |
| --- |
| 第15条第１項  　政府は、基本理念にのっとり、前章に定める基本的施策その他の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」という。）を定めなければならない。  第17条第１項  　都道府県は、全国計画に即して、当該都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。 |

２．計画の目的

耐震問題や高齢者・子育て世代を含む住宅確保要配慮者への支援など、早急に取り組むべき課題や住宅に対する多様化したニーズへの対応が重要となり、平成15年３月に「人にやさしい住み続けられる居住環境」を基本理念とする「船橋市住宅マスタープラン」を作成した。その後、平成21年３月に「船橋市住生活基本計画」と名称を改定し、市民が安心して住み続けられる地域社会の実現のために、住宅確保と質の向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、「船橋市住生活基本計画」は27年度で終了期間を迎えるため、見直しを行う。

３．計画の内容（案）

（１）計画の位置づけ

　　住生活基本法で策定が定められている国や千葉県の住宅政策である「住生活基本計画（全国計画）」と「千葉県住生活基本計画」を踏まえて、本市の地域特性などに配慮して策定した船橋市住生活基本計画（平成21年３月策定、計画期間平成21～27年度）を改定する。

次期の計画においても、本市の住宅施策を長期的、総合的な視点から整理・体系化し、今後の住宅政策を展開する際の方向性を示す計画とする。

　　また、船橋市総合計画後期基本計画との整合を図り、平成27年度中に策定を予定している高齢者居住安定確保計画、その他分野別に策定された庁内関連計画との連携を図る。

（２）計画期間

　平成28年度～平成32年度（５年計画）とする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度（平成） | 21 | 22 | 23 | 24 | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 |
| 住生活基本計画 | H21～27・７年計画 | | | | | | | | （案）H28～32・５年計画 | | | | |
| 高齢者居住安定確保計画 | | | | | | | | | （案）H28～32・５年計画 | | | | |
| 総合計画基本計画 | H12～23(前期) | | | | H24～32(後期） | | | | | | | | |
| 住生活基本計画　　（全国計画） | H18～27当初 | | | |  | | | |  | | | | |
|  | | | | （改定）H23～32 | | | | | | | | |
| 千葉県住生活基本計画 | H18～27当初 | | | |  | | | |  | | | | |
|  | | | | （第２次）H23～32 | | | | | | | | |

（３）計画内容（現行計画の基本方向）

　①住生活を支える豊かな地域社会の実現

　②良質な住宅ストックの形成

　③良好な居住環境の形成

　④住宅市場の環境整備

　⑤住宅セーフティネットの確保

　⑥地域特性に応じた施策の展開